5　Summary
⑴　Deputy of President : Satoshi Kageuchi, Procurement Department, Japan Pension Service
⑵　Classification of the services to be procured : 6, 71, 27
⑶　Nature and quantity of the services to be required : Making and pre-delivery business of notification for revision of plural pension
①　A : 751,000 pieces (estimated)
②　B : 6,620,000 pieces (estimated)
⑷　Performance period : From date of contract through 15, June, 2018
⑸　Delivery place : Places designated by Japan Pension Service
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall ;
①　It must be a person who doesn't correspond to the person and the bankrupt who doesn't have the ability that the corresponding contract concludes by not obtaining rehabilitation.
②　It is a person who disturbed the execution of the duty as the person and the staff who disturbed the fulfillment of the person and the highest bidder who disturbed the execution of a person who did the act of injustice for the compact prosecution and a fair competition of the contract, and it is ill-founded and it person who doesn't correspond to the person who doesn't perform a contract.
③　Have the Grade A, Grade B or Grade C in "Service", "Manufacturing" in terms of the qualification for participating in tenders by the Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in Kanto-Koshinetsu Area in fiscal years 2016, 2017, 2018
④　Prove to have actually engaged in fair amount of similar matters properly
⑤　Prove to have the ability to provide sufficient service with certainty
⑥　Prove to have no false statement in tendering documents
⑦　Prove neither the business condition nor credibility is deteriorating
⑧　Other persons who are qualified as provided in the bidding instructions
⑺　Time-limit for Tender :
①　11 : 00 AM, 26 March, 2018
②　2 : 30 PM, 27 March,2018
⑻　Contact point for the notice : Ryousuke Ichikawa, Procurement Department, Japan Pension Service, 5―24, Takaido-nishi 3-chome, Suginami-ku, Tokyo, 168―8505, Japan TEL 03―5344―1100

入札公示

公募型競争入札方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。
平成30年1月29日
西日本高速道路株式会社　四国支社
支社長　中根　正治
◎調達機関番号　419　◎所在地番号　37
○第21号
1　業務概要
⑴　品目分類番号　42
⑵　業務名　高松自動車道　直場高架橋他4橋耐震補強設計（電子入札対象）
⑶　業務箇所
自）香川県観音寺市豊浜町
至）愛媛県四国中央市新宮町
⑷　業務内容　本業務は、高松自動車道直場高架橋他4橋について、既設橋の耐震補強設計を行う業務である。
⑸　履行期間　300日間
⑹　本業務は、入札前に業務実施計画等に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式によるものである。
⑺　本業務は資料の提出、入札等を電子入札システムで行う電子入札対象業務である。
なお、電子入札によりがたい者は、契約責任者に届出を行い、紙入札方式によることができる。
2　指名されるために必要な要件
⑴　入札参加者に要求される資格
①　西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第7号）第6条の規定に該当しない者であること。
②　西日本高速道路株式会社における平成29・30年度調査等競争参加資格（橋梁設計）の認定を受けている者であること。
③　参加表明書の提出期限の日から開札の日までの期間に、「西日本高速道路株式会社指名停止等事務処理要領（平成17年要領第96号）」に基づき、「地域3」において、指名停止を受けていないこと。
④　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑵　入札参加者を選定するための基準　調査等契約事務処理要領（平成20年要領第42号）第12条に規定する調査等請負契約標準指名基準による。なお、同基準中の「当該調査における技術的適性」については、同種又は類似の業務の実績並びに配置予定の技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。
3　総合評価落札方式に関する事項
⑴　落札者の決定方法
①　指名された入札参加者は、「価格」並びに「技術等」をもって契約の申込を行い、下記⑵総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、契約制限価格の範囲で発注者が定める最低限の要求要件を満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。
②　上記①において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、直ちに当該入札を行った2者以上の者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。
⑵　総合評価の方法
①　参加表明書及び技術提案書の記載内容に応じ、以下の評価項目ごとに評価を行い、最大で200点の2倍の技術評価点を与える。
1）配置予定技術者の資格及び実績等
2）配置予定技術者の成績及び表彰
3）業務実施方針及び手順
4）特定テーマに対する技術提案
②　価格評価点を算出する基準である価格評価基準額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、その額が、契約制限価格（税抜）に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、10分の7.5を乗じて得た額とする。
イ）技術業務直接人件費の額
ロ）技術業務直接経費の額
ハ）その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
ニ）一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額
③　価格評価点は、下記に定めるところにより算出する。ただし、入札価格が契約制限価格（税抜）を超えている場合には評価しない。また、価格評価点は0を最低点とする。
・X＜X0の場合
$Y=100/(X_0-65)\times(X-65)$
・X≧X0の場合
$Y=-0.5\times(X-X_0)^2/(100-X_0)+100$
この式においてX、X0及びYは、それぞれ次の値を表すものとする。
X　入札率＝入札価格／契約制限価格（税抜）×100
X0　価格評価基準額／契約制限価格（税抜）×100
Y　価格評価点
④　総合評価は、上記①により得られた技術評価点と、上記③により得られた価格評価点の合計点（評価値）をもって行う。
⑤　詳細は、入札説明書による。